

岐阜県公報

号外 (2) 令和6年6月二十八日

目 次

規 則

中部山岳国立公園奥飛騨ビジターセンター条例の施行期日を定める規則

中部山岳国立公園奥飛騨ビジターセンター条例施行規則

(環境生活政策課)
(同)

一 一
ページ

中部山岳国立公園奥飛騨ビジターセンター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年6月二十八日

岐阜県知事 古 田 筆

岐阜県規則第四十九号

中部山岳国立公園奥飛騨ビジターセンター条例の施行期日を定める規則

中部山岳国立公園奥飛騨ビジターセンター条例（令和五年岐阜県条例第三十一号）の施行期日は、令和六年七月一日とする。

中部山岳国立公園奥飛騨ビジターセンター条例施行規則をここに公布する。

令和6年6月二十八日

岐阜県知事 古 田 筆

岐阜県規則第五十号

中部山岳国立公園奥飛騨ビジターセンター条例施行規則

（総則）

第一条 この規則は、中部山岳国立公園奥飛騨ビジターセンター条例（令和五年岐阜県条例第三十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第一条 条例第一条第一項の規定による使用の許可（以下「使用許可」といふ。）又は条例第五条第一項の規定による特別の設備の許可（以下「特別設備許可」といふ。）を受けようとする者は、利用申込書（別記第一号様式）一通を知事（条例第十条第三項の規定による指定があつた場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）次条及び第四条において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の利用申込書は、使用を開始しようとする日（引き続き一日以上使用する場合は、その最初の日。以下「使用日」といふ。）の属する月の三日前の月の初日（その日が条例第十二条第一号に掲げる休業日である場合は、その翌日）から提出することができる。

(利用承認通知書等)

第三条 知事は、使用許可又は特別設備許可をしたときは、利用承認通知書（別記第二号様式）を申請者に交付するものとする。ただし、前条第一項の規定により提出された利用申込書の一通に承認済の印（別記第三号様式）を押印する」とをもつて利用承認通知書に代えることができる。

2 知事は、条例第三条の規定により使用を許可しなかつたときは、又は条例第四条の規定により使用の許可を取り消し、若しくは使用の停止を命じたときは、利用不承認（取消・停止）通知書（別記第四号様式）を申請者に交付するものとする。

(使用許可の変更申請等)

第四条 使用許可又は特別設備許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、利用承認変更申込書（別記第五号様式）一通を知事に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による利用承認変更申込書の提出があつた場合について準用する。

(附属施設設備等の利用料金)

第五条 条例別表に掲げる附属施設設備等及び知事が定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の承認)

第六条 指定管理者は、条例第六条第三項の規定により知事に利用料金の承認を申請するときは、利用料金承認申請書（別記第六号様式）を提出しなければならない。

(利用料金の納入)

第七条 利用料金は、使用許可を受けた日から二十日以内（使用許可を受けた日から

十日以内に使用日が到来する場合にあつては、当該使用日まで）に全額納入するものとする。ただし、利用料金延納申請書（別記第七号様式）の提出があり、指定管理者がやむを得ないと認めたときは、その後に納入する」とができる。

(利用料金後納の取扱い)

第八条 指定管理者は、利用料金の納入が確実であると認められる場合に限り、期間を定めて、利用料金後納の取扱い（利用料金を使用日の属する月の翌月の指定管理者が指定する期日までに納入することをいう。以下同じ。）の承認をするものとする。

2 前項の承認を受けようとする者は、利用料金後納申請書（別記第八号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が利用料金を同項に規定する期日までに納入しないときは、利用料金後納の取扱いを停止し、又は当該承認を取り消す」とができる。

(利用料金の返還又は減免)

第九条 指定管理者は、条例第七条第三項ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の利用料金から当該各号に定める額の利用料金を返還するものとする。

一 天変地異その他使用者の責めに帰することができない理由により中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンター（以下「センター」といふ。）を使用することができなくなつたとき 全額

二 使用日の七日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書（別記第九号様式）の提出があり、指定管理者が承認したとき 全額

三 使用日六日前から一日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書の提出があり、指定管理者が承認したとき 半額

2 条例第七条第四項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、使用許可の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の減免を承認したときは、利用料金減免承認書（別記第十号様式）により申請者に通知するものとする。
(指定管理者指定申請書に添付すべき書類等)

第十条 条例第十条第一項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

二 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

三 納税証明書

四 申請を行う日の属する事業年度の收支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近五事業年度の財務諸表

五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

(指定管理者の届出)

第十一条 条例第十条第五項の規則で定める事項は、団体の代表者の氏名とする。

(準用)

第十二条 第七条から第九条までの規定は、条例第十一条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（条例第六条第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時にセンターの管理を行う場合に準用する。この場合において、第七条から第九条までの規定（見出しを含む。）中、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、第七条中、「利用料金は」とあるのは「使用料は」と、「利用料金延納申請書」とあるのは「使用料延納申請書」と、第八条（見出しを含む。）中、「利用料金後納の」とあるのは「使用料後納の」と、「利用料金後納申請書」とあるのは「使用料後納申請書」と、第八条及び第九条第一項中、「利用料金を」とあるのは「使用料を」と、第九条中、「利用料金から」とあるのは「使用料から」と、「利用料金返還申請書」とあるのは「使用料返還申請書」と、「利用料金減免申請書」とあるのは「使用料減免申請書」と、「利用料金減免承認書」とあるのは「使用料減免承認書」と読み替えるものとする。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和六年七月一日から施行する。

2 岐阜県飛騨・北アルプス自然文化センター管理規則（昭和六十三年岐阜県規則第三十四号）は、廃止する。

別表（第五条関係）

一 多目的エリア

区

分

位

金

額

(円)

| 区 | 分 | 単位 | 金額 | (円) |
|--------|--------|----|----|-----|
| 持込器具電源 | 五〇〇ワット | | 六〇 | 六〇 |

備考

一 この表における利用料金は、午前及び午後の各利用時間区分」とに徴収するものとする。

二 全日の利用時間区分の時間に利用する場合の利用料金の額は、この表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に一・八を乗じて得た額とする。

三 利用時間区分以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、三十分を単位として、この表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に六分の一を乗じた額に百分の百二十を乗じて得た額とする。この場合において、利用時間に三十分に満たない端数があるときは、その端数を三十分として計算する。

四 この表に掲げる持込器具電源利用料金は、利用者が持参した器具の定格消費電力量五〇〇ワット」とに徴収するものとする。この場合において、定格消費電力量に五〇〇ワット未満の端数があるときは、その端数を五〇〇ワットとして計算する。

五 利用料金の額に十円未満の端数が生じたときは、十円未満を四捨五入する。

別記

第1号様式（第2条関係）

利 用 申 込 書

年 月 日

岐阜県知事

様

申込者 住所

氏名

(申込者が団体の場合) 団体名及び代表者名

担当者名

電話 ()

次のとおり施設の利用を申し込みます。

| 施設の名称 | 利用年月日 | 利 用 時 間 | 備 考 |
|----------------|--------------------------------|-------------|-----|
| | | | |
| 附属施設設備等の名称及び数量 | | | |
| 利用の目的等 | | | |
| 使 用 料 の 額 | 施 設 使 用 料 附属施設設備等使用料 合 計 | 円 円 円 | |
| 特別設備の内容 | | | |
| 備 考 | | | |

注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンター指定管理者」と、「使用料の」とあるのは「利用料金の」と、「施設使用料」とあるのは「施設利用料金」と、「附属施設設備等使用料」とあるのは「附属施設設備等利用料金」とする。

第2号様式（第3条関係）

利 用 承 認 通 知 書

第 号
年 月 日

申込者 様

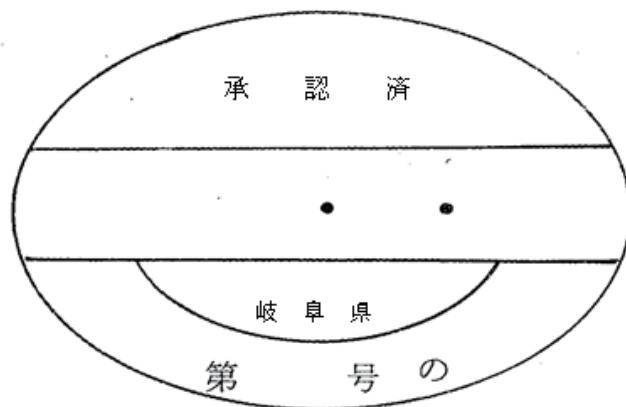
岐阜県知事

次のとおり施設の利用を承認します。

| 施設の名称 | 利用年月日 | 利 用 時 間 | 備 考 |
|----------------|------------------------------|-------------|-----|
| | | | |
| 附属施設設備等の名称及び数量 | | | |
| 利用の目的等 | | | |
| 使 用 料 の 額 | 施 設 使 用 料 附屬施設設備等使用料 合 | 円 円 円 | 計 |
| 特別設備の内容 | | | |
| 利 用 上 の 注意 | | | |
| 備 考 | | | |

注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンター指定管理者」と、「使用料の」とあるのは「利用料金の」と、「施設使用料」とあるのは「施設利用料金」と、「附屬施設設備等使用料」とあるのは「附屬施設設備等利用料金」とする。

第3号様式（第3条関係）



注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県」とあるのは「中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンター指定管理者」とする。

第4号様式（第3条関係）

利用不承認（取消・停止）通知書

第 年 月 号
日

申込者 様

岐阜県知事

年 月 日付けで申込みのあった（承認をした）施設の利用は、次により承認することができません（利用承認を取り消した・停止を命じます）ので通知します。

| 承認の年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |
|-----------------------------------|-----------|
| 承 認 し な い 取 消 し の 理 由 停 止 の | |

備考

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

注 指定管理者が通知する場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「中部山岳国立公園奥飛騨ビジターセンター指定管理者」とし、備考については下記のとおりとする。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として（訴訟において指定管理者を代表する者は となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第5号様式 (第4条関係)

利 用 承 認 変 更 申 込 書

年 月 日

岐阜県知事 様

申込者 住所

氏名

(申込者が団体の場合)団体名及び代表者名

担当者名

電話 ()

年 月 日 付け 第 号で承認を受けた施設の利用について、次のとおり変更の申込みをします。

| 施設の名称 | 利用年月日 | 利 用 時 間 | 備 考 |
|----------------|--------------------------------|-------------|-----|
| | | | |
| 附属施設設備等の名称及び数量 | | | |
| 利用の目的等 | | | |
| 使 用 料 の 額 | 施 設 使 用 料 附属施設設備等使用料 合 計 | 円 円 円 | |
| 特別設備の内容 | | | |
| 変 更 の 理 由 | | | |
| 備 考 | | | |

添付書類 利用承認通知書

注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンター指定管理者」と、「使用料の」とあるのは「利用料金の」と、「施設使用料」とあるのは「施設利用料金」と、「附属施設設備等使用料」とあるのは「附属施設設備等利用料金」とする。

第6号様式（第6条関係）

利 用 料 金 承 認 申 請 書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請団体住所

申請団体名

代表者名

次のとおり利用料金を承認されるよう申請します。

| | |
|-----------|--|
| 施設名又は設備名 | |
| 区分 | |
| 利 用 料 金 額 | |
| 利用料金設定の理由 | |
| 備 考 | |

注 必要があれば、区分等について一覧表を作成し、添付すること。

第7号様式 (第7条関係)

利 用 料 金 延 納 申 請 書

年 月 日

中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンター指定管理者

様

申請者 住所

氏名

(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名

担当者名

電話 ()

次のとおり施設の利用料金の延納を申請します。

| 施設の名称 | 利用年月日 | 利 用 時 間 | 備 考 |
|----------------|---------------------------------|-------------|-----|
| | | | |
| 附属施設設備等の名称及び数量 | | | |
| 利用の目的等 | | | |
| 利用料金の額 | 施 設 利 用 料 金 附属施設設備等利用料金 合 | 円 円 円 | |
| 申請の理由 | | | |
| 納 入 予 定 日 | 年 月 日 | | |
| 備 考 | | | |

注 知事がセンターの管理を行う場合にあっては、この様式中「利用料金延納申請書」とあるのは「使用料延納申請書」と、「中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンター指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「施設利用料金」とあるのは「施設使用料」と、「附属施設設備等利用料金」とあるのは「附属施設設備等使用料」とする。

第8号様式 (第8条関係)

利 用 料 金 後 納 申 請 書

年 月 日

中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンター指定管理者

様

申請者 住所

氏名

(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名

ふりがな 担当者名

電話 ()

次のとおり利用料金の後納の承認を申請します。

| | | | | | |
|--------------------------------------|--------------------|-----------|----------------|----|--|
| 団体 及び 個人 (全 て 記 入) | 区 分 | 1 団体 | 2 個人 | | |
| | ふりがな | | | | |
| | 団体名 | | | | |
| | ふりがな | | | | |
| | 氏名 (団体の場合は代表者名) | | | | |
| | 電話番号 (団体・自宅) | | | 内線 | |
| | F A X 番号 | | 携帯電話番号 (団体・個人) | | |
| | 住 所 (団体・自宅) | 〒 メールアドレス | | | |
| | 個人 | 生 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| | 団 体 | ふりがな | | | |
| | 担当者名 | メールアドレス | | | |
| | 電話番号 | | | 内線 | |

| | | |
|-----|---------|---------|
| 期 間 | 年 月 日から | 年 月 日まで |
|-----|---------|---------|

注 知事がセンターの管理を行う場合にあっては、この様式中「利用料金後納申請書」とあるのは「使用料後納申請書」と、「中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンター指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」とする。

第9号様式 (第9条関係)

利 用 料 金 返 還 申 請 書

年 月 日

中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンター指定管理者

様

申請者 住所

氏名

(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名

担当者名

電話 ()

次のとおり利用料金の返還を申請します。

| 施設の名称 | 利用年月日 | 利 用 時 間 | 備 考 |
|-----------------------------|---------------------------------------------|-------------|-------------|
| | | | |
| 附属施設設備等の名称及び数量 | | | |
| 利用の目的等 | | | |
| 承認の年月日 及 び 番 号 | 年 月 日 第 号 | | |
| 納 入 済 利 用 料 金 の 額 | 施 設 利 用 料 金 附 属 施 設 設 備 等 利 用 料 金 合 計 | 円 円 円 | 円 円 円 |
| 返還を受けようと する 額 | 施 設 利 用 料 金 附 属 施 設 設 備 等 利 用 料 金 合 計 | 円 円 円 | 円 円 円 |
| 申 請 の 理 由 | | | |
| 後日の利用料金 に充当すること の 有 無 | 1 充當する。 年 月 日 に申込みをした利用料金に充当 2 充當しない。 | | |
| 備 考 | | | |

注 知事がセンターの管理を行う場合にあっては、この様式中「利用料金返還申請書」とあるのは「使用料返還申請書」と、「中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンター指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「施設利用料金」とあるのは「施設使用料」と、「附属施設設備等利用料金」とあるのは「附属施設設備等使用料」と、「利用料金に」とあるのは「使用料に」とする。

第10号様式 (第9条関係)

利用料金減免申請（承認）書

年 月 日

中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンター指定管理者

様

申請者 住所

氏名

(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名

担当者名

電話 ()

次のとおり利用料金の減免を申請します。

| 施設の名称 | 利用年月日 | 利用時間 | 備考 |
|----------------|-----------------------------|-------------|-------------|
| | | | |
| 附属施設設備等の名称及び数量 | | | |
| 利用の目的等 | | | |
| 利用料金の額 | 施設利用料金 附属施設設備等利用料金 合計 | 円 円 円 | 円 円 円 |
| 減免を受けようとする額 | 施設利用料金 附属施設設備等利用料金 合計 | 円 円 円 | 円 円 円 |
| 納入する利用料金の額 | 施設利用料金 附属施設設備等利用料金 合計 | 円 円 円 | 円 円 円 |
| 申請の理由 | | | |
| 備考 | | | |

上記申請のとおり承認します。

年 月 日

中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンター指定管理者

注 知事がセンターの管理を行う場合にあっては、この様式中「利用料金減免申請（承認）書」とあるのは「使用料金減免申請（承認）書」と、「中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンター指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「施設利用料金」とあるのは「施設使用料」と、「附属施設設備等利用料金」とあるのは「附属施設設備等使用料」とする。

令和六年六月二十八日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社